

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体は以下のi)～iv)及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発（駐輪施設の周知、自転車の安全利用等）や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神15号線（新天町メルヘン広場）、天神1577号線（パサージュ広場）、上川端322・326・327号線（川端商店街）

ii) We Love天神協議会

- ・天神18号線（きらめき通り）

iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線（はかた駅前通り・住吉通り）、博多停車場線（大博通り）、博多駅山王線（筑紫口中央通り）

iv) 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前10号線（承天寺通り）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促され、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【11月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。
- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

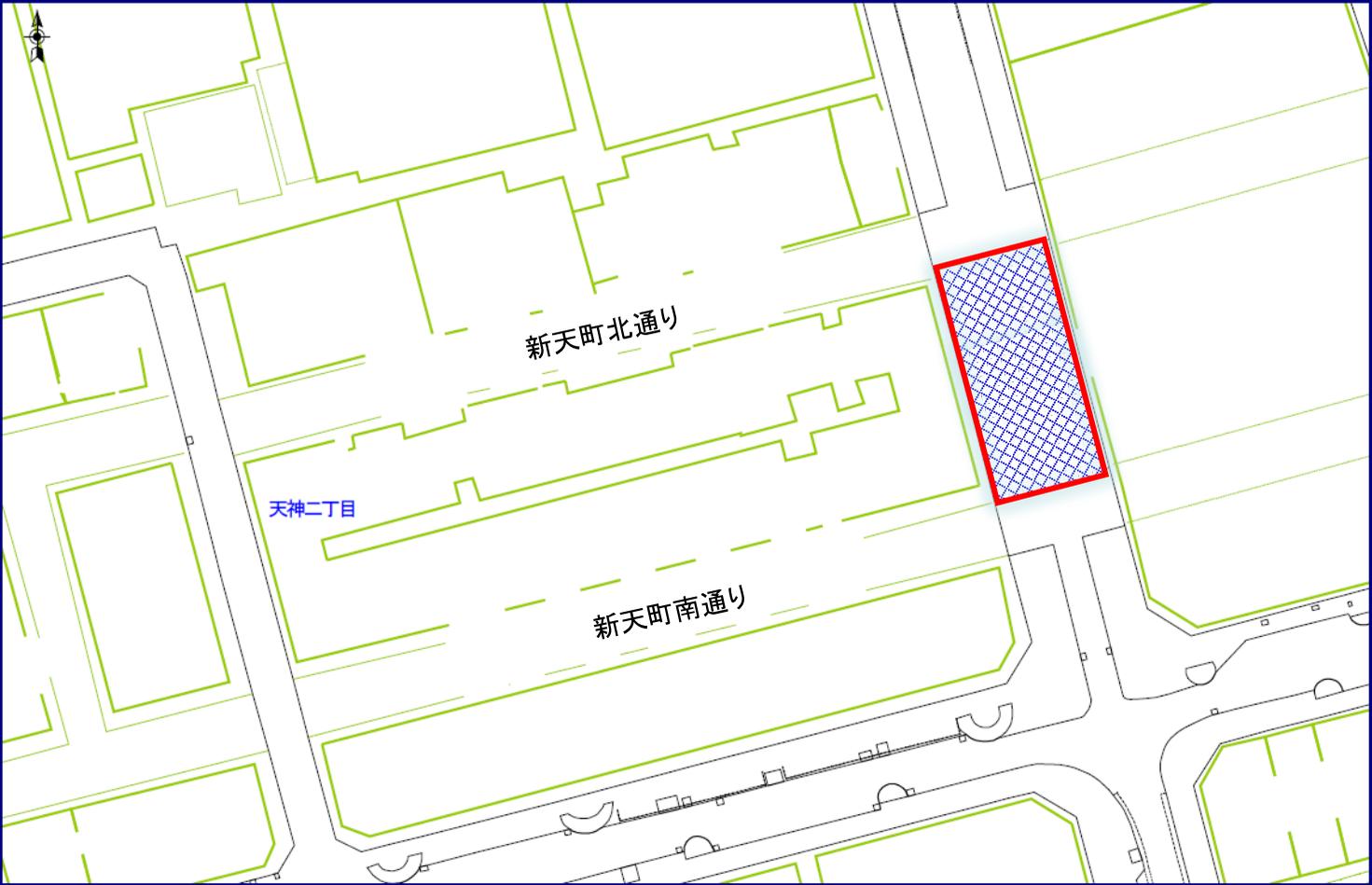
- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前11時から午後9時までとする。

(注)「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

イ 天神15号線(新天町メルヘン広場)



30m

【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

道路部分 

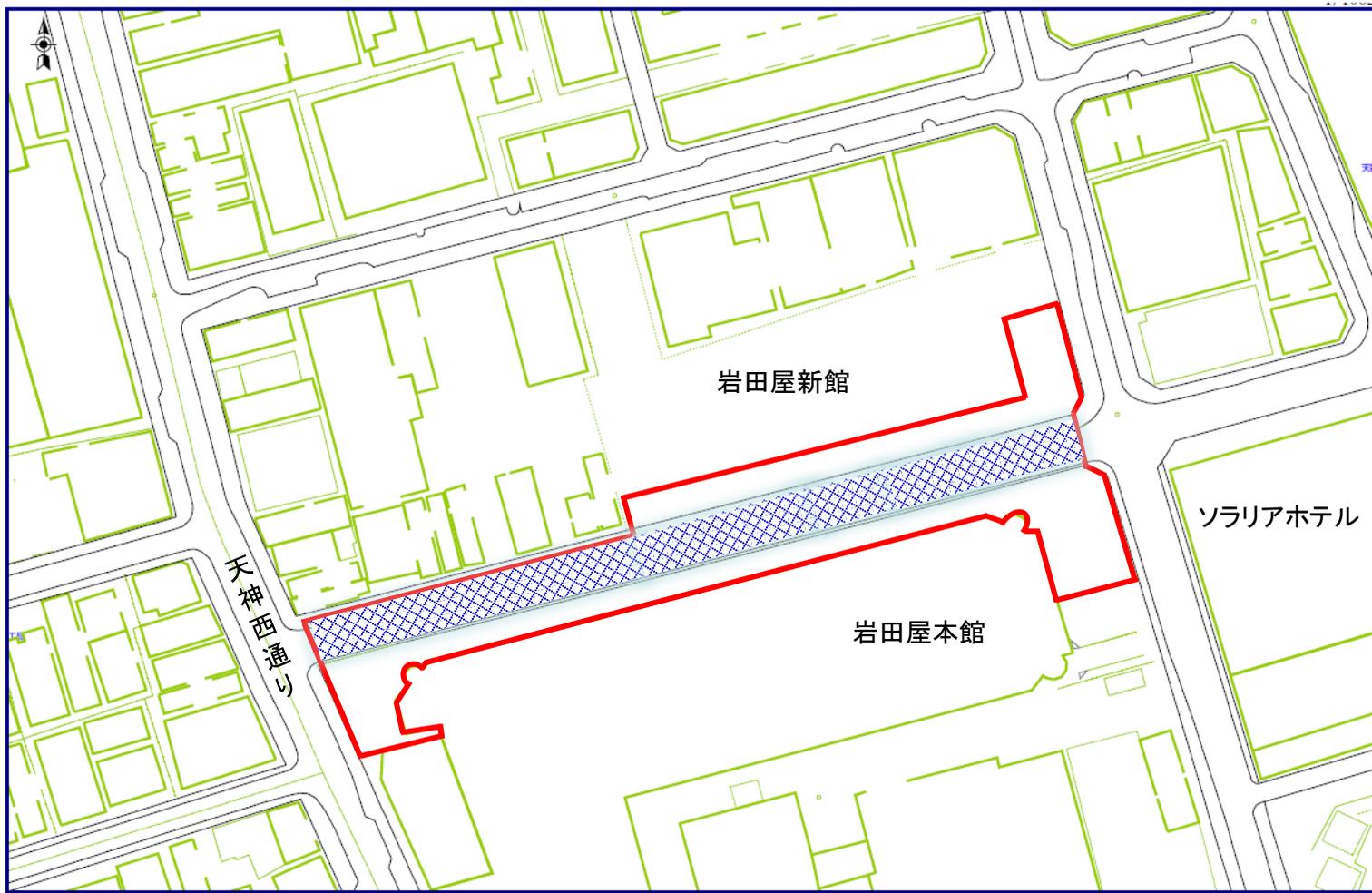
位置図



200m

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(2/6)

□ 天神18号線(きらめき通り)



50m

【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

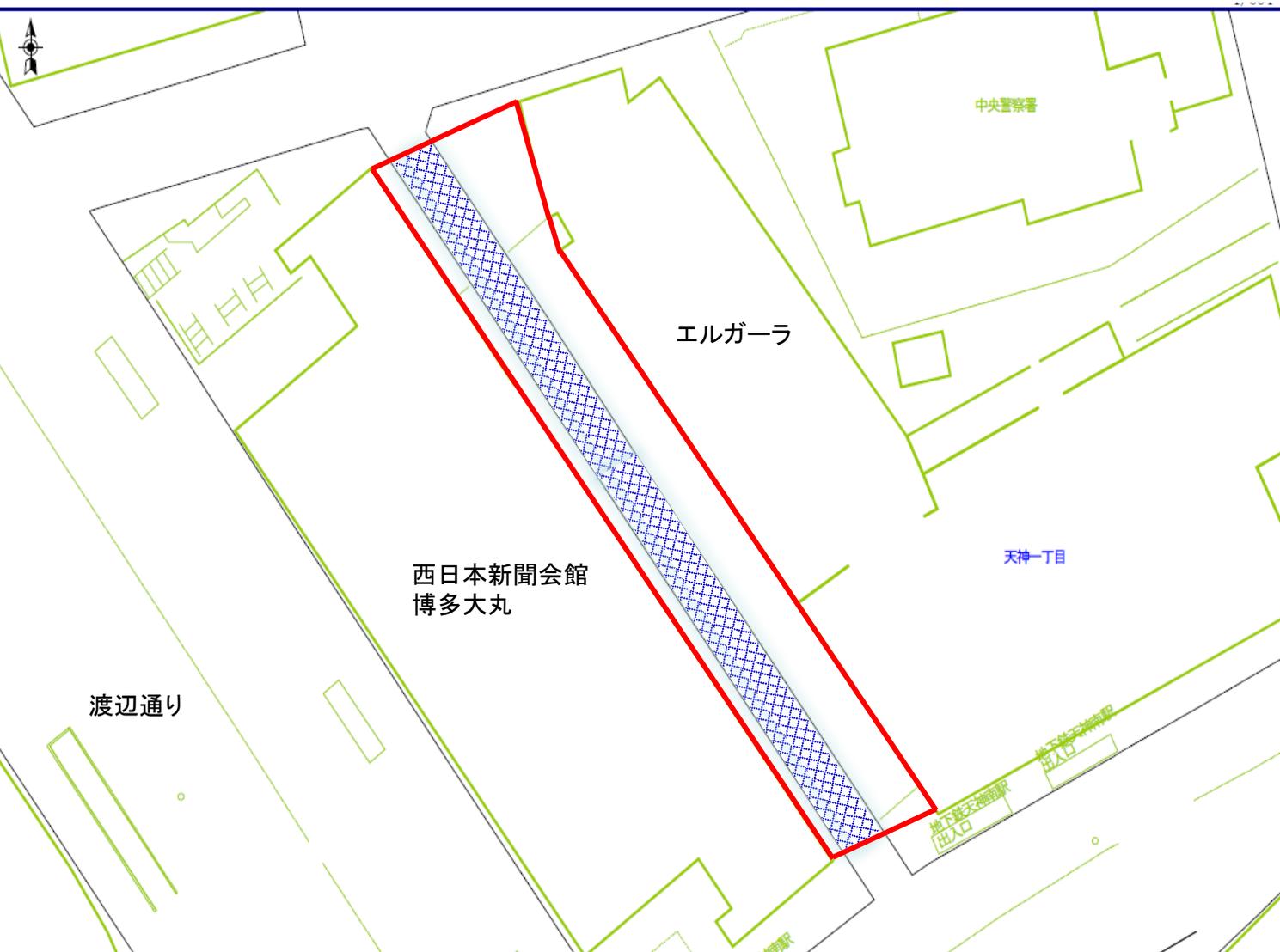
道路区域 

位置図



50m

ハ 天神1577号線(パサージュ広場)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

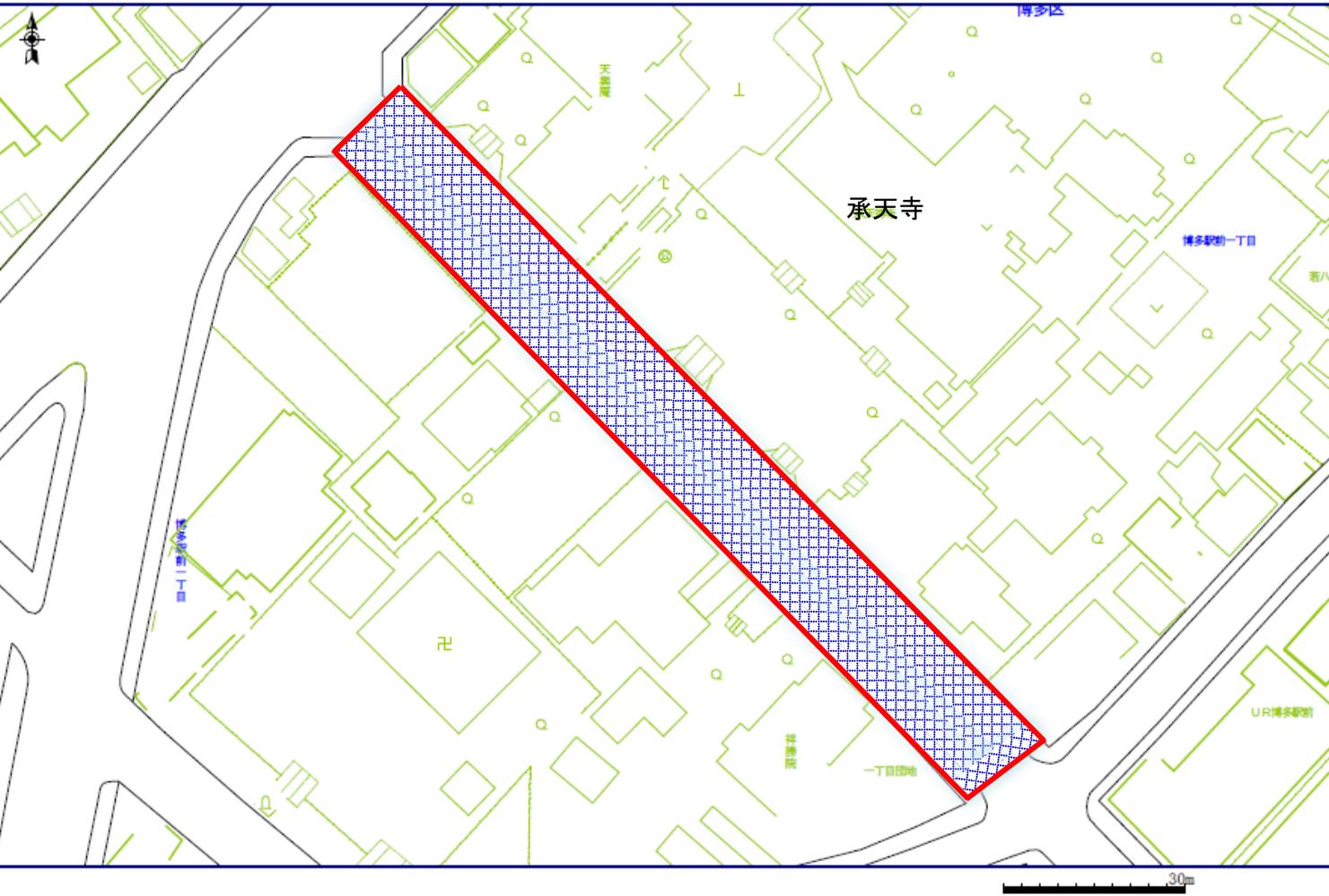
道路部分 

位置図



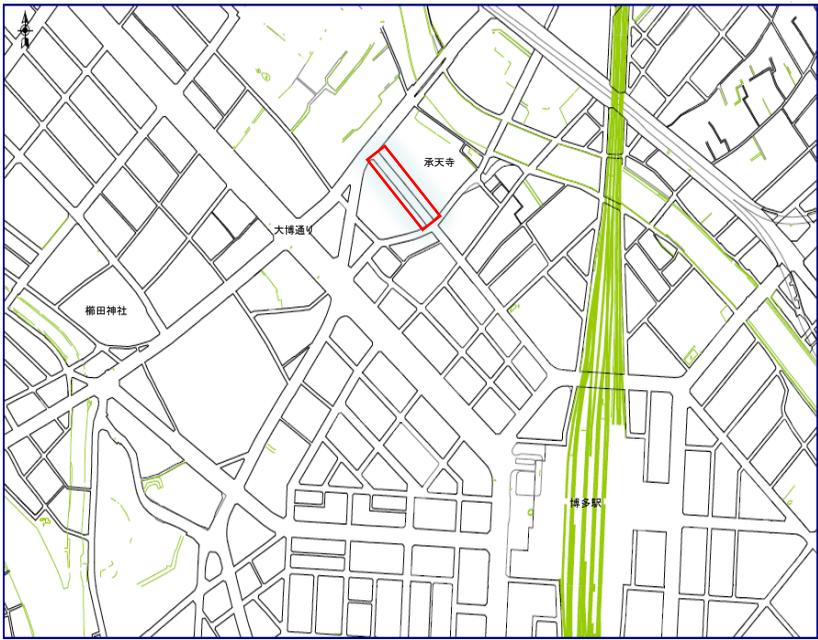
別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(4/6)

二 博多駅前10号線(承天寺通り)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

位置図

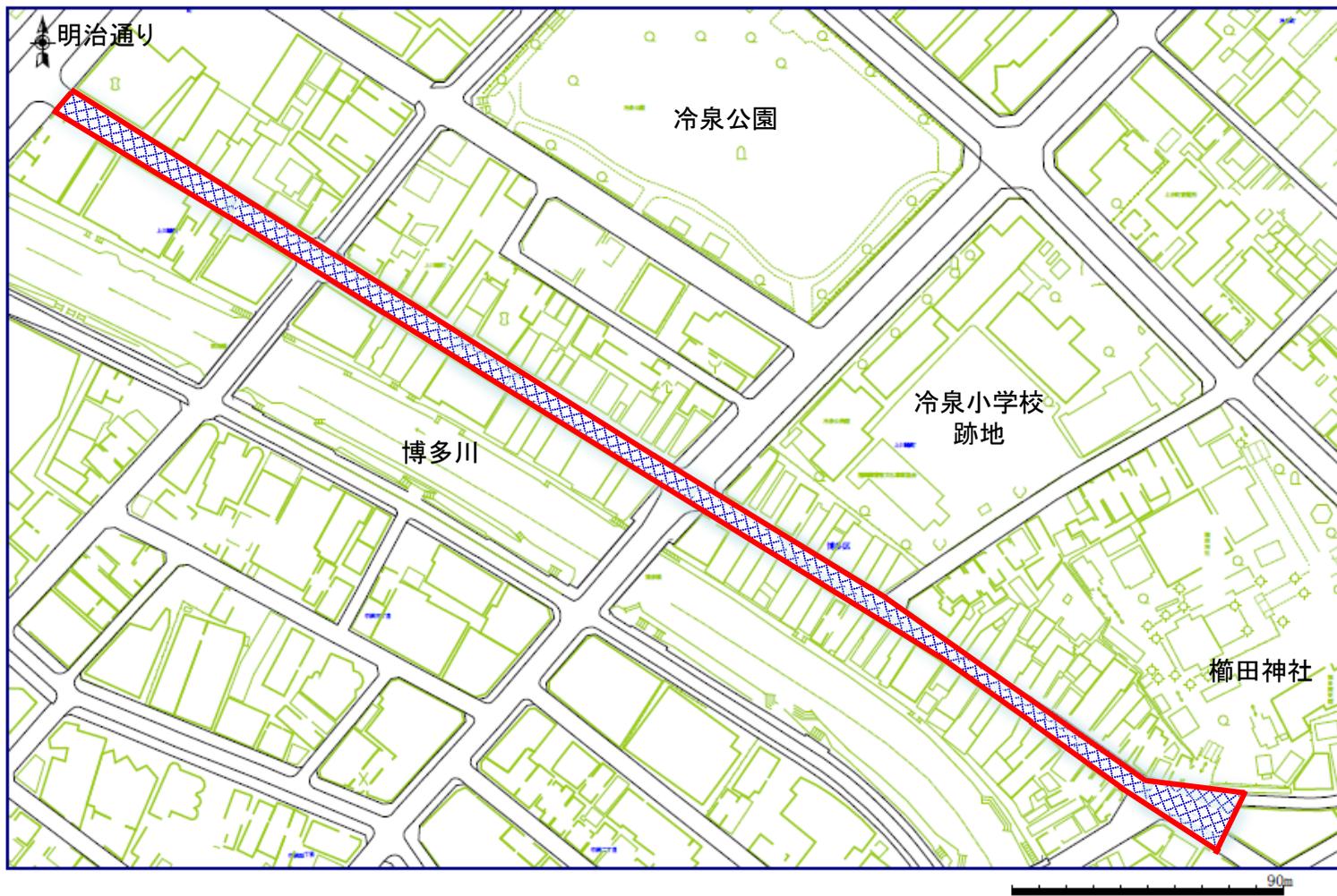


MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

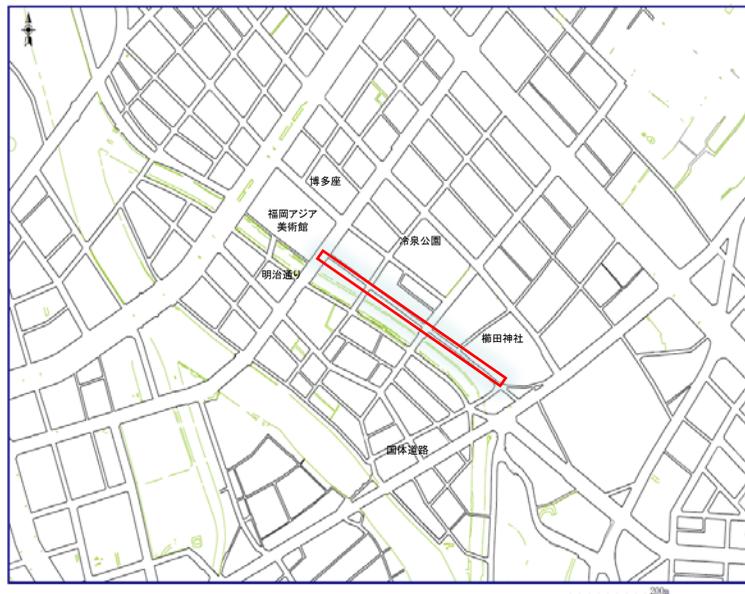
道路部分 

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(5/6)

ホ 上川端322号線・326号線・327号線(川端商店街)



位置図



【事業の実施時期】

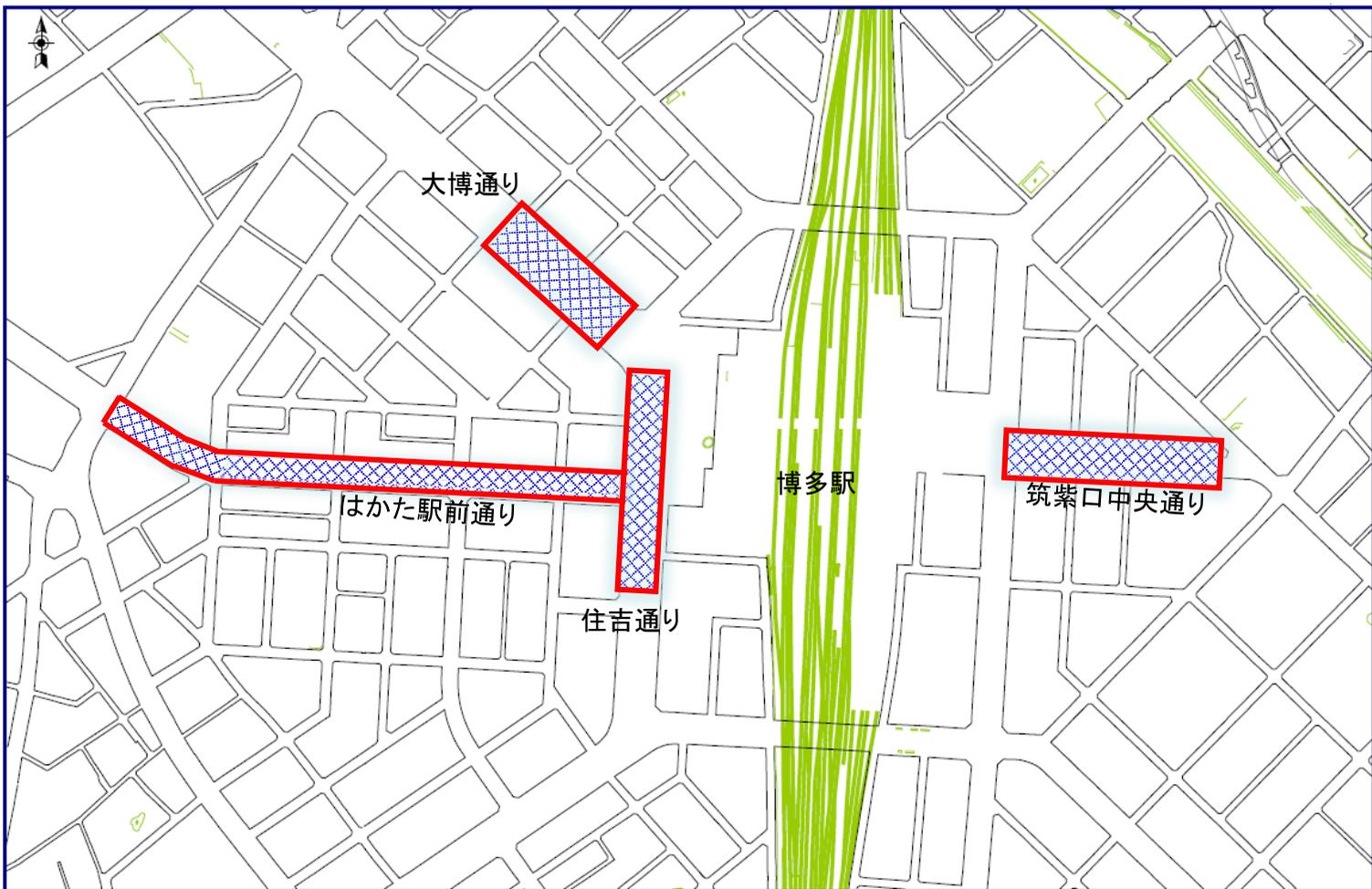
イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

道路部分 

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(6/6)

へ 博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り),
博多停車場線(大博通り), 博多駅山王線(筑紫口中央通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分



位置図

